

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県砂防指定地等管理条例	公 布 日	平成14年12月26日
条 例 番 号	平成14年三重県条例第66号	直 近 改 正 日	なし
所管部局課	県土整備部流域管理課	電 話 番 号	059-224-2686
条例の概要	砂防法及び砂防法施行規程の規定に基づき、砂防指定地及び砂防設備の管理に関し必要な事項を定めるものである。	条例の類型	委任型 規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	土砂災害を防止するには、砂防指定地内における行為の制限等が必要であり、制限等を行うには砂防法施行規程第3条の規定により、条例で定める必要があり、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	砂防法第5条の規定により、砂防指定地の管理等は都道府県知事が行うものであることから、今後も公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	砂防指定地内の管理事務については、現在も行っている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	砂防指定地及び砂防設備を管理するための必要最小限の規制となっている。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	砂防法施行規程第3条の規定により、条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	砂防法第4条及び砂防法施行規程第3条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策112 治山・治水・海岸保全の推進
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	法令の目的を達成するためには、条例の一部であっても廃止することには支障がある。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	砂防施設の維持管理に関する効果は広く県民に及ぶものである。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	受益者負担の考え方から砂防指定地内における許可事務であり、対象は特定の者に限られるため、公平性を欠いたものではない。
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれも満たし、改正の必要はないと考える。			無	無